



I. 養子縁組あっせん・相談支援の基本方針と組織

1. 基本方針の明文化と周知

- ◎基本方針をパンフレットに記載し、生みの親や養親希望者に説明しています。説明をする際には、安易に特別養子縁組を勧めるのではなく、生みの親が育てることを最優先して一緒に考えることに強調して伝えています
- ◎「行動指針」には、パンフレットやホームページに掲載した6の基本方針について、一つ一つ解説を加えていて、職員がとるべき行動についてもここから読み取ることができました

2. 計画的な事業運営

- 3カ年の中・長期計画では、通常業務以外に年度ごとに何に取り組んでいくかを明示しています
- 事業計画は、年度末に職員間で話し合った結果を基に特別養子縁組あっせん事業責任者が策定し、それを職員間で確認して決定となります
- ▲年度の方針や重点的な目標を明確にした上で、その達成のための手段としていくつかの施策を立てるといでしょう
- ◆事業計画の策定では、関係する全職員が参画するまでには至っていないようです
- ◆事業計画には前年度の振り返り結果は織り込んで策定しているものと思われませんが、振り返り結果から次期への課題を整理したものを基に策定した方が説得力のある計画となるでしょう。また、できれば中間でも振り返りをする、一層良いでしょう

3. 養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上

- 年度末に職員間で話し合った結果を基に事業計画を策定しています
- 自己評価は一昨年度実施し、まとめた結果は職員間で共有しました
- ◆職員による振り返りはざっくりと意見交換の方法で行っていますが、評価項目やチェックリストなどを使って基準値を明確にしなると行くと効果的と思われる

II. 民間あっせん機関の運営管理

1. 養子縁組あっせん責任者の責任とリーダーシップ

- ◎養子縁組あっせん責任者の役割と責任については、「特別養子縁組業務方法書」の中に明記しています。同業務方法書は、研修会を実施したり、職員会議等で都度確認するなどして職員への浸透を図っています

2. 必要な人材の確保・育成

- 初任者、中級職員、チームリーダーの3階層に分けて、受講すべき院内トレーニングと院外トレーニングについて計画を作っています
- ▲まずは特別養子縁組あっせん事業を担当する職員の階層別の職員像を描くことから始めてみてはいかがでしょうか
- ◆新人職員等のQITについては、チェックリストを用意するなど、より体系的にしていける必要があります

3. 運営の非営利性の確保

- ◎子どもの最善の利益を守ることを唯一とも言える判断基準に据え、非営利性を徹底して保っています
- ◎手数料表を整備して、この中で徴収する費用を明確にしています。生みの親や養親希望者の金銭的な負担は、育児トレーニング費や通信費、家庭訪問等に要した交通費など実費のみとし、手数料表を基に金額の根拠を事前に説明しています

4. 運営の透明性の確保

- ホームページに手数料表および手数料表別表を掲載し、誰でも見られるようにしています

5. 関係機関との連携・協働

- ◎生みの親や養親希望者に対しては、地域の関係機関による支援が利用できることを伝えています。必要があれば地域の関係機関と直接連携を図り支援を依頼します。これらの対応については、業務方法書に明示しています
- 当あっせん機関が、遠隔地にある養親希望者の地元の関係機関とも頻繁にやりとりして事業を進めていることは、個別のケース記録から確認できました

- <凡例>
- ◎:総評の「特に評価が高い点」に記したコメント
 - :事業所の強み、特長と感じられる点(◎以外)
 - :各項目の中の「仕組み・取り組み」
 - ▲:総評の「改善が求められる点」に記したコメント
 - ◆:各項目の中で記した「改善をお勧めしたい点」
 - ❖:「事業所が改善が必要と認識している点」

利用者アンケート

- 【配布数】11通
- 【回収数】9通 【回収率】81.8%
- 【内訳】生みの親1通、養親8通
- 【満足度】100% (7点満点中、全員が7点)

- 【満足している点】
- 丁寧・手厚さ・温かさ:5件、相談:3件
- 声かけ:2件、トレーニング:2件、距離感:1件
- 金額:1件

- 【満足していない点】 最終面接地:1件

- 【期待する支援】
- 家族の集まり:4件、真実告知・相談:3件、勉強会:1件、見守り:1件、職員の定着:1件

- 【関係機関に期待する支援】
- 交流・相談の場:2件、勉強会:1件、行政担当者の配慮:1件、行政体制強化:1件
- あっせん機関へのサポート:1件
- プライバシー保護:1件

職員自由記述

- 【回収数】6通 【回収率】100%

- 【特に良い点】
- 病院全体・多職種:4件、方針・風土:3件
- 生みの親支援:3件、関係機関連携:3件、審議委員会2件、経験豊富な職員2件、職員研修2件、養親継続支援2件
- 透明性:1件、法令遵守:1件、非営利:1件
- 個人情報保護:3件、情報提供:1件
- 細かいケア:1件

- 【特に改善したい点】
- 人材育成・質の向上:4件、人手不足:3件
- 全体への周知:3件、生みの親支援:2件
- 面談室1件、帳簿:1件、緊急決定:1件
- 事業計画:1件、課題抽出と改善:1件

III. 適切な養子縁組のあっせん・相談支援の実施

1. 児童の最善の利益の尊重

- ◎全ての職種と経営者が連携し、生みの親が自己決定できる環境を提供しながら能力をサポートしています
- ◎養親育児トレーニングプログラムの初日にはパスセレモニーをおこない、養親は院内の分娩室で出産を疑似体験しています
- ◎妊娠中から、医師による妊婦健診のほか社会福祉士や看護職、心理職などが関わり、生みの親やその家族に丁寧に面接をしています。事前にパースプランを生みの親と一緒に立てています
- ◎出産当日から退院まで赤ちゃんや個室で一緒に過ごすようにしています。個室は、家族も滞在できるようにソファのあるリビングや風呂、トイレなども完備しており、入院期間中、落ち着いた環境の中、養子縁組等について家族と一緒に考えることができるようにしています
- ◎各段階で収集した情報を審議委員会に諮り、次の段階に進むことになっています。情報収集と審議を繰り返して、養親候補者を選定する仕組みを構築しています
- ◎審議委員会は母体の病院の理事長や院長等のほか、外部の弁護士や児童福祉施設施設長、児童相談所職員なども出席し、さまざまな専門的見地から子どもの最善の利益を探っています
- ◎愛されて生まれてきたことを子どもに残してほしいと生みの親にお願いをしています。子どもの名前や文字を考えて、その由来を手紙に記してもらい取り組んでいます
- ◎産後うつを調べるアンケートを行っています。公認心理師と面接をする機会を設けて、生みの親の心身の支援を行っています
- 「児童の最善の利益の確保」や「生みの親による養育の可能性の模索」を基本方針に掲げ生みの親による養育の可能性を模索しています
- 生みの親が地元で自治体、妊娠について知られたくないという場合には、住民票を移動してから母子手帳を交付するなど、個別の状況に応じた支援を行っています
- 生みの親に対して、養親になる人はどのような人なのか、どのような子どもに育ててほしいのかを確認をしています
- 国内のあっせんに限定して事業を行っています
- 衛生管理の行き届いた安心・安全な養育環境のもと医療的なケアが可能な場所で養育されています
- 養親候補者に対しては「養親養育開始後支援計画」を渡し、連携先の関係機関を伝えています
- 養育開始後、毎月担当者から電話をして、養育状況や困っていることなどを養親候補者に聞き取っています
- 養親候補者から毎月成長の報告を受けています。手紙や写真等により子どもの成長や親子のかかわり、近況が分かる報告になっています
- 家庭裁判所への申立てに向けて、事前に社会福祉士が管轄の家庭裁判所に連絡をして、確認し合いながら対応しています
- 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書に明記しています
- 養子縁組成立後、6か月以内に養親に家庭訪問をすることをしています
- 年1回、養親による「家族の集い」を実施しています。昨年度はコロナ禍の影響で開催できていない為、再会を望む意見が複数出ています
- 「実親出産後支援計画」を立て、生みの親に、出産後のスケジュールや、行政機関との連携支援、養子縁組同意後の諸手続、健診や面接の実施時期について伝えています
- ▲養親の集まりである「家族の集い」や、説明会、面接、セミナーなどについてオンライン方式も併用していき、支援の幅をさらに広げていくことが期待されます

2. 養子縁組のあっせん及び相談支援の質の確保

- ◎生みの親や養親が相談しやすいように、電話やメール、SNSなどによる相談も受け付けられるようにしています
- ◎業務方法書は院内の電子カルテのシステムの中の共有ホルダーに収められ、職員がいつでも確認できるようになっています
- ◎あんなさん協で行う養親希望者の二次面接や第三者委員会による審議は、あんなさん協の役員のみか専門的な知識をもつ第三者を交えて組織的に行っています
- ◎宿泊して行う養親育児トレーニングは、病院の多職種が連携し、講師1名に夫婦2名と個別的に実施しています
- ◎将来、子どもにも出自を伝えられるように、自治体からファイルを用意し情報をまとめています。生みの親の愛情と、関わった人々の温かさを感じられるファイルになっています
- ◎将来子どもが生みの親に連絡をしたいと望んだ場合の可否や、養親からの連絡の可否、生みの親自身に重大な病気があった場合子どもに連絡をすることがなどについても、生みの親に確認をしています
- あっせん・相談事業の標準的な実施方法については、「養子縁組業務方法書」に記載しています。業務方法書に必要な項目は全て網羅されていて、実務で使えるよう具体的に示されています
- 養親希望者の申し込みにあたっては、自治体から里親認定をうけていることを前提としています。その上で、書類審査、一次面接と審査、家庭訪問と審査、あんなさん協による二次面接と第三者委員会による審議を経て、養親候補者になる手順としています
- 「福田病院 特別養子縁組事業の苦情解決に関する規定」を整備して、苦情解決に関する体制及び流れについて定めています
- 「福田病院 特別養子縁組事業の事故対応マニュアル」を整備し、職員に周知しています
- ◆苦情対応の迅速さをどのように確保するか工夫が必要かもしれません
- ◆3箇所 で記録を保管していますが、全て同部署内で保管しているため、今後さらなる保管体制の整備が必要だとしています